

# 令和3年度 P T A 4 月 定 期 総 会

横浜市立駒林小学校 P T A

令和3年4月30日(金)

## 議 案

- (1) 令和2年度決算報告 (P 2 ~ P 6)
- (2) 令和3年度事業計画案審議 (P 7)
- (3) 令和3年度予算案承認の件 (P 8 ~ 9)

※個人情報保護のため、各役職の個人名は掲載していません。  
ご了承ください。

# 駒林小学校同好会紹介

駒林小学校PTAには同好会があります。

皆さまの入会をお待ちしています。



## 陶 芸 同 好 会

粘土遊び感覚でオリジナルの器を作りませんか？

議案（１） 令和2年度決算報告

令和2年度 駒林小学校PTA会計決算報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引総額	備考
2,853,811	799,171	2,054,640	

《 収入の部 》 ----- 2,853,811 円

科目	予	算	実	績	差額(実-予)	備考
前年度繰越金	1,192,275		1,192,275		0	
会費	1,440,000		1,526,400		86,400	保護者(家庭数)×在籍月数×300円
	93,600		112,500		18,900	教職員数×在籍月数×300円
利息	10		11		1	銀行利息
雑収入	25,000		22,625		-2,375	助成金(スクールゾーン協議会)・区P連会費1名分返金・市P2020年度会費一部返金
合計	2,750,885		2,853,811		102,926	

《 支出の部 》 ----- 799,171 円

項目		予	算	実	績	差額(予-実)	備考	
A 運営費	会議費	50,000		10,661		39,339	PTA総会・市P連・区P連・ブロック別交流研修費	
	運営費	(1)事務費	380,000		225,874		154,126	消耗品・印刷費・事務用品・電話代・交通費
		(2)分担費	60,000		54,891		5,109	市P連・区P連分担金
		(3)渉外費	120,000		44,072		75,928	外部団体連絡会費・連絡費・他校との児童間交流費
B 活動費	1. 事業研修委員会	0		0		0	係活動費・学習会費	
	2. 広報委員会	0		0		0	印刷代・写真代・研修会参加費・郵送料	
	3. 校外指導委員会	0		0		0	スクールゾーン対策費・リサイクル活動費用	
	4. 福祉厚生費—PTA会員関係	110,000		70,500		39,500	慶弔費・親睦費・同好会助成(一日講習会等)	
	5. 福祉厚生費—児童関係	380,000		344,353		35,647	運動会参加賞	
	6. 安全教育費補助	90,000		48,820		41,180	防犯対策費	
D ※ 予備費	1,560,885		0		1,560,885	次年度繰越金を含む		
合計	2,750,885		799,171		1,951,714			

※ 予備費の中に次年度の繰越金を含みます。

上記の通り、ご報告いたします。

令和3年4月12日

横浜市立駒林小学校PTA 令和2年度PTA会長

副校長

会計

会計

監査の結果、上記の通り相違ないことをご報告いたします。

横浜市立駒林小学校PTA

会計監査

会計監査

# 令和2年度 駒林小学校PTA教育促進資金決算報告

(平成2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引総額	備 考
1,069,003	333,370	735,633	差し引き総額は次年度に繰り越し

《収入の部》…………… 1,069,003 円

科 目	予 算	実 績	差額(実-予)	備 考
前年度繰越金	668,650	668,650	0	
奨 励 金	357,000	400,347	43,347	資源循環局資源回収奨励金 令和2年1月分～令和2年12月分
利 息	6	6	0	銀行利息
合 計	1,025,656	1,069,003	43,347	

《支出の部》…………… 333,370 円

項 目	予 算	実 績	差額(予-実)	備 考
周年記念事業積立金	150,000	150,000	0	創立周年記念行事用 (「創立周年記念事業積立」通帳へ)
申請書提出関係その他	1,500	1,092	408	奨励金申請書類提出の送料など
資源回収ポイント関係	20,000	0	20,000	ポイント提供者へのお礼
「子ども110番の家」関係	15,000	0	15,000	協力家庭へのお礼
学校還元分	100,000	100,000	0	ミストセット
地域還元分	10,000	0	10,000	西町会豆まき、西町会盆踊り
防災費	100,000	82,278	17,722	児童用防災備蓄品
予備費	629,156	0	629,156	次年度への繰越金を含む
合 計	1,025,656	333,370	692,286	

上記の通り、ご報告いたします。

令和3年4月12日

横浜市立駒林小学校PTA

会 長

副校長

会 計

会 計

監査の結果、上記の通り相違ない事をご報告いたします。

横浜市立駒林小学校PTA

会計監査

会計監査

教育促進資金とは…

土曜日にリサイクルポイントに出された古紙、アルミ缶、古布等は、業者により回収されます。  
資源集団回収実施団体には、市の資源循環局より奨励金として、1kgにつき3円支払われます。  
この奨励金を「教育促進資金」と呼んでいます。

令和2年度  
委員会別会計決算報告書

<b>事業研修委員会</b>	摘要	金額	備考
	<収入> 令和2年度予算	0	
	<支出> 通信費 イベント費 交通費 係活動 文具代 反省会費		
	<合計>	0	
	<差引残高>	0	
<b>広報委員会</b>	摘要	金額	備考
	<収入> 令和2年度予算	0	
	<支出> 通信費 印刷代 郵送費 文具代 交通費 消耗品費 反省会費		
	<合計>	0	
	<差引残高>	0	
<b>校外指導委員会</b>	摘要	金額	備考
	<収入> 令和2年度予算	0	
	<支出> 通信費 交通費 郵送費 文具代 反省会費 電柱幕		
	<合計>	0	
	<差引残高>	0	





## 議案（２） 令和３年度事業計画案審議

### 令和３年度 事業計画（案）

横浜市立駒林小学校PTA

【年間テーマ】

子どもたちのために 今できることを  
～変えるものと変えないもの～

委員会	事業内容	活動予算
事業研修	<ul style="list-style-type: none"><li>* ベルマーク集計</li><li>* テトラパックの回収と発送</li><li>* イベントの実施</li></ul>	10万円
広 報	<ul style="list-style-type: none"><li>* 広報紙の編集・発行</li><li>* PTA活動の取材</li></ul>	25万円
校外指導	<ul style="list-style-type: none"><li>* リサイクル収集事業</li><li>* スクールゾーン対策事業</li><li>* 地域当番のとりまとめ</li><li>* リサイクルニュース発行</li><li>* 校外だより発行</li><li>* 防犯活動</li></ul>	10万円



議案（3） 令和3年度予算案承認の件

令和3年度 駒林小学校PTA会計予算(案)

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引総額	備考
3,608,250	3,608,250	0	

《 収入の部 》 ----- 3,608,250 円

科	目	予	算	備考
会	費	1,440,000		家庭数：300円×400世帯×12ヶ月
		93,600		教職員：300円×26名×12ヶ月
利	息	10		銀行利息
雑	収 入	20,000		助成金(安振会・スクールゾーン対策費・家庭教育学級)他
前	年 度 繰 越 金	2,054,640		
合	計	3,608,250		

《 支出の部 》 ----- 3,608,250 円

項	目	予	算	備考
A 運 営 費	会 議 費	50,000		PTA総会・市P連・区P連・ブロック別交流研修会費、等
	運 営 費	(1)事務費	380,000	消耗品・印刷費・事務用品・電話代・交通費・コピー機リース料・印刷機代
		(2)分担費	60,000	市P・区P連分担金
		(3)渉外費	120,000	外部団体連絡会費・連絡費・他校との児童間交流費
B 活 動 費	1.事業研修委員会	100,000		係活動費、イベント諸経費
	2.広報委員会	250,000		印刷代・写真代・郵送代
	3.校外指導委員会	100,000		スクールゾーン対策費・リサイクル活動費
	4.福祉厚生費—PTA会員関係	110,000		慶弔費・同好会助成・学年親睦費
	5.福祉厚生費—児童関係	380,000		運動会参加賞・卒業準備活動費・卒業証書ホルダー・卒業生コサージュ・新1年生入学祝
	6.安全教育費補助	90,000		防犯対策費・家庭教育学級開催経費・防犯パトロールたすき
D	予 備 費	1,968,250		次年度繰越金を含む
合	計	3,608,250		

# 令和3年度 駒林小学校PTA教育促進資金予算(案)

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引総額	備 考
1,092,639	1,092,639	0	

《 収入の部 》 ----- 1,092,639 円

科 目	予 算	備 考
奨 励 金	357,000	資源循環局資源回収奨励金 令和3年1月分～令和3年12月分
利 息	6	銀行利息
前年度繰越金	735,633	
合 計	1,092,639	

《 支出の部 》 ----- 1,092,639 円

項 目	予 算	備 考
周年記念事業積立金	150,000	創立周年記念行事用
50周年行事諸費用	0	50周年記念行事諸費用
申請書提出関係その他	1,500	奨励金申請書類提出の送料など
資源回収ポイント関係	20,000	ポイント提供者へのお礼
「子ども110番の家」関係	15,000	協力家庭へのお礼
学校還元分	100,000	参考) 昨年度はミストセット
地域還元分	10,000	西町会盆踊り、西町会豆まき
防災費	100,000	児童用防災備蓄品
予備費	696,139	次年度への繰越金を含む
合 計	1,092,639	

## 駒林小学校 PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 駒林小学校 PTA(以下、「本会」という。) が保持する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。) の取扱いについて定める。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を厳守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

### (秘密保護義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付、会員への連絡
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、推薦委員会による活動
- (3) 登校班名簿、地域当番表の作成、校外指導委員会による活動

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトをいれるなど適切な状態で管理することとする。また持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

### (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条第1号から4号の場合及び県、市役所、区役所をのぞく)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認事項)

第13条 第三者(前条第1号から5号の場合及び県、市役所、区役所をのぞく)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記載不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長(管理者)に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「駒林小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月15日より施行する。